

## 平成 28 年度 第 1 回臨時幹事会議事録 要約

開催日時：平成 28 年 4 月 23 日(土) 15 時 00 分～16 時 55 分

開催場所：梅田ブリーゼプラザ 8 階会議室

成立要件：出席者 26 名（委任状 6 名）、欠席者 1 名（※定足数 20 名以上）

### 1. 報告事項

#### (1) 運営事業部

運営事業部長より、第 73 回通常代議員会において、法人から校友会の会費分割徴収についての説明をしていただくことになったので、次第に入れることにしたとの説明がなされた。

### 2. 協議事項

#### (1) 校友会費について

副会長より、平成 28 年度から分割徴収となるため、学生が在学中の 4 年間で 3 万円の分割徴収方法を議論していただきたい。その結果を以て、法人に分割徴収の要望書を提出する旨の説明がなされた。

議論の補足説明として、会計長より校友会費を分割徴収（7,500 円×4 回）した場合の「校友会予算シミュレーション」の説明と、年度ごとに徴収した校友会費はこれまでと同じく「預り金」として処理し、該当年度の学生の卒業後に校友会収入とするとの説明があった。

協議の結果、校友会費の分割徴収は 1 年目に 1 万 5 千円を徴収して、残りの 3 年間で各年度 5,000 円を 3 回徴収することを会長名で要望書を法人に提出することが承認され、法人との調整は状況を踏まえて、会長に一任することが承認された。

#### (2) 校友会会則改正について

副会長より、校友会費の分割徴収に関連して、会則第 6 条（会員の種別）第 1 項、第 3 項（準会員の資格は、大阪産業大学短期大学部、大阪産業大学及び大阪産業大学大学院に在学している者とする。）の改正の必要性について問われた。

協議の結果、会則変更の必要性はなく、分割徴収の会費は「預り金」として処理することが承認された。

#### (3) 会費規約の改正について

副会長より、校友会費の分割徴収に伴う校友会会費規約の改正について協議をすることが提案された。

協議の結果、会費規約第 2 条は「会費は 30,000 円とし、在学時に徴収」とすると改正することが承認され、第 73 回通常代議員会の第 3 号議案に入れることになった。

#### (4) 第 6 回支部長懇談会のご案内について

運営事業部長より、第 6 回支部長懇談会の実施について次の提案がなされ、承認された。

- ・ 出欠の連絡は 5 月 6 日（金）まで（必着）とする
- ・ 開催日時は 5 月 29 日（日）9：30 からとする
- ・ 議長に愛媛県支部の吉村支部長、副議長に兵庫県東支部長の山田支部長、書記に大阪泉州支部の林田支部長とする
- ・ 懇談会では支部ブロックごとの懇談会を行った後、支部ブロックごとに検討内容を

報告していただく

(5) 平成 28 年度事業計画（案）概要について

会計長より、平成 28 年度事業計画（案）の説明後、総務部、運営事業部、広報事業部より予算額の変更、文言修正の意見が出され承認された。

(6) その他

- 1) 事務局長より、大分県支部の支部長から平成 28 年熊本地震による会員の被災報告は現時点ではないとの連絡を受けたとの報告がなされた。
- 2) 本学の「鳥人間プロジェクト」が「鳥人間コンテスト」に参加することになったので、校友会からの助成の依頼があった。
- 3) 平成 28 年熊本震災に激甚災害の指定があれば、校友会として義援金募金をしなければならないので検討をしてほしいとの要望がなされた。

以上